

平成31年 2月28日
(2019年)

業者各位

技術管理課

平成31年3月公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等について

このことについて、和歌山県からの特例措置の通知に基づき、本市におきましても次のとおり運用することとしますのでお知らせします。

なお、本特例措置により請負代金額を変更された場合は、下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するようお願いいたします。

また、建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用については、平成26年4月1日付け「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項の運用について」と同様に扱うこととします。

1 措置の内容

平成31年3月公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の上昇に伴い、2に定める工事の受注者は、建設工事請負契約書第53条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 対象工事

平成31年3月1日以降に当初契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たり、平成30年3月公共工事設計労務単価を適用したものの。

3 具体的な取扱い

次の方式により算出された請負代金額に契約を変更します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

4 具体的な対応について

(1) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は工事打合簿等の書面により、契約日から起算して10日以内に行うこととします。

(2) 措置の運用基準

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めます。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め受注者に通知します。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知します。ただし、発注者が当該請求を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができます。

5 その他

平成31年2月28日までに契約を行った工事については、建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の適用が可能となる場合があります。